

河原津干拓地西工区の有効活用を問う (リベラル西条)



活用が期待される河原津干拓地西工区

問 河原津干拓地西工区の開発は、地権者の35年の長きにわたる願望と懸案である。旧東予市では、刑事施設の誘致が推進されたが、地元住民の反対運動により、計画は見送られることとなった。現在は、今後の利活用の見通しがつかない状況であるが、将来の計画について問う。

また、河原津干拓地西工区には、さまざまな計画が出てきた。これまでは行政任せきりであったが、地域住民も参加して積極的に考えなければならぬという気運も出始めている。この問題への取り組みにおける地域住民と行政の協力のあり方について、考えを問う。

答 この干拓地については、農業的な活用を前提に、農業生産法人以外の一般法人が農業参入できる区域として河原津地区を設定したことから、県内外の一般法人への打診や現地視察も行ってきているが、具体的な参入には至っていないのが現状である。

干拓地の有効利用は、長年の課題であり、旧東予市時代から地元代表者と行政により設置された干拓地利用促進懇談会で、さまざまな角度から検討を重ねてきた経緯もあるが、具体化はされていない。現在も地権者のかたがたと利用方法について意見交換を行っている。

いずれにしても、地権者や地元のかたがたが、自らの課題としていかに真剣にとらえるかが解決の重要なポイントであると考えている。地元気運の盛り上がりも感じられるので、市としても、今後でもできる支援を行っていきたい。

後期高齢者医療制度の影響は？
(日本共産党西条市議団)

問 後期高齢者医療制度の保険料と医療費の自己負担は、現状と比較してどうなるのか。

また、高齢者の各医療ごとに保険医療の限度が設定されると思われるが、どうなるのか。

さらに、この制度により、市の国保会計にはどのような影響が予想されるのか。

答 国民健康保険税は世帯単位で賦課され、資産割・所得割・均等割・平等割の4要素で算定されるのに対し、後期高齢者医療保険料は個人単位で賦課され、所得割・均等割の2要素で算定される。保険料率は、国保税が、資産割22パーセント・所得割8パーセント・均等割が2万7千円・平等割が2万2千円。後期高齢者医療保険料については、平成20年度・21年度の2か年は所得割7.85パーセント・均等割4万1千659円となる。

現状との比較では、後期高齢者1人世帯の場合は、国保税との比較では総じて負担減になるが、後期高齢者が2人以上の世帯の場合には総じて負担増になる。

具体的には、国保の被保険者で、年金収入だけの1人世帯で240万円の収入の人を例にとると、国保税は年額11万8千600円であるが、後期高齢者医療制度で試算すると、保険料は10万9千950円となり、8千650円の負担減となる。2人世帯の場合では、年金収入が夫260万円・妻80万円の家庭では、国保税が16万1千600円、後期高齢者医療保険料は、夫婦で16万7千300円となり、5千700円の負担増となる。

医療費の自己負担は、現役並みの所得者は3割負担、その他は1割負担で、現状と変わらない。

治療行為ごとの保険医療の限度額設定・支払い方法の関係では、現行は出来高払いになっているが、包括払いにするかどうかは議論中で決定されていない。

国保会計への影響については、これまでの老人保健医療費拠出金は減少するが、新たに後期高齢者支援金の支出が生ずることになり、その差額約6億円の歳出減少が見込まれる。一方、歳入では、6億円の歳出減に伴う国・県支出金が約3億円、また後期高齢者が抜けることによる国保税の減額が約9億円の計12億円が減少し、単純に差し引きすると、約6億円の歳入減少が想定される。

決算審査特別委員会の審査から

9月定例会に提案された平成18年度各会計の決算は、決算審査特別委員会に付託され、議会閉会中に、現地視察を含め、3日間におたつて審査を行いました。

12月定例会初日に委員会審査の概要が報告され、2名からそれぞれ反対討論がありました。いずれも認定と決しました。

決算審査特別委員会における質疑応答の一部は次のとおりです。

一般会計・各特別会計決算

問 指定管理者による管理制度に移行後、総合文化会館の費用面での評価と、入場者数・使用料の状況は？

答 指定管理に移行後、市民の要望に対し、迅速かつ懇切丁寧な対応になったと好評を得て

いる。平成17年度と18年度の市の負担額を比較すると、大きな縮減効果が見られる。9月以降の入場者数は約1万人余り減少したが、その理由は、指定管理移行期であったことに起因するものであると考えている。文化会館の使用料については、同じ条例・規則に基づいており、直営時との変更はない。



指定管理者制度に移行した総合文化会館

問 ひょうちによる農作物被害対策事業の成果は？

答 ひょうちによる農作物被害対策事業で、田滝青果出荷組合を含む周桑農協管内で、78ヘクタール・277戸に902万4千円を、東予園芸農協管内では、97.2ヘクタール・482戸に674万4千円の補助を実施したことにより、被災した果樹の樹勢回復や病気予防に努め、農家の負担軽減を図ることができた。